

## 令和3年度の事業計画

令和3年は、東日本大震災から10年を迎える年である。一方、過去に例を見ない世界的規模で発生した大災害の新型コロナウイルス感染拡大は、未だ完全に収束しておらず、人・物の移動や企業活動、観光、イベントなどへの影響も、今後どのように推移していくか予断を許さない年である。

漁船漁業・水産業界においても、新型コロナウイルスの影響は予測できず、また、国内外の漁船漁業経営や水産資源を取り巻く環境は、年々厳しさを増している。令和3年は、改正漁業法の下での水産改革2年目の年であり、水産業の核となる漁船漁業を今後どう発展させ維持していくかは、喫緊の最重要課題である。その中で、現状の漁船の活動維持や新船の建造計画などを積極的に支援していく。

特に、我が国遠洋漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、苦しい漁業経営が続く中で漁業から撤退する社もあったが、水産業の生産手段である各社の漁船活動の維持に努めていかなければいけない。本年度も引き続き漁場の安定確保、コスト削減と生産物の質の向上に務め、漁業経営が向上するよう支援していく。

どの時代でも共通しているのは国民の生存に不可欠な食料問題である。我が国水産業の中で特に漁船漁業の衰退に歯止めがかからない状況であるが、その原因となる本質を見極め、我が国漁船漁業を牽引してきた遠洋漁業の役割と使命を再度認識する必要がある。当協会は、漁船漁業の中核となる使命を果たす役割を担っている重要な漁船漁業の団体であり、これからも会員と共に、その役割と使命を共に果たす覚悟である。

かかる情勢を踏まえ、遠洋トロール漁業等の維持存続のための課題として、引き続き次の点に積極的に取り組む。

第一は、自由民主党水産総合調査会で立ち上げられた遠洋漁業振興検討プロジェクトチーム（遠洋漁業 PT）に提言した諸課題について、未だ取り組まれていない課題については、実現出来るよう最大の努力を傾注する。我が国遠洋漁船漁業の再構築には、公海域のみならず各国の200海里内水域での操業機会の確保の重要性が高まっている。外国の200海里内での操業機会確保には、相手国の条件に即した操業形態を実現することが必要であり、このことは、新船建造の条件を大きく左右することにもなる。そのため、会員各位および関係団

体と歩調を合わせ、我が国遠洋トロール漁業等の維持・再生・発展に不可欠な国際競争力強化のため、漁船の船籍サスペンド制度の実現など、必要な規制緩和と関係法令の改正などにも引き続き積極的に取り組む。

第二は、国際条約水域への取り組みである。遠洋トロール漁業等の活動の場である公海水域は、環境問題への対応を含め資源管理が一段と強化される宿命にある。国際条約水域での安定的な操業機会の維持・確保のため、毎年開催される年次会議や作業部会等について官民一体となって、積極的に参加し、水産資源の持続的利用の確保と共に経済的に安定した操業に不可欠な割当枠確保などに務める。具体的には、NAFO（北西大西洋漁業機構）、SIOFA（南インド洋漁業委員会）、CCAMLR（南極海洋生物資源保存条約）、SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）、NPFC（北太平洋漁業委員会）などの当該漁場の操業の安定、維持の確保に努める。

第三は、遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大である。遠洋底引網漁業等で漁獲するカラスガレイ、アカウオ、クサカリツボダイ、キンメダイなど我が国市場に定着しているものもあるが、未だに市場から十分な評価を得ていない漁獲物も多く、これら魚種の市場開拓に取り組む。尚、政府の水産物輸出振興策による遠洋漁船の漁獲物の外地からの輸出については、現在水産庁が中心となり当該国と交渉中であるが、関係団体とも歩調を合わせ、今後とも漁獲物の世界市場を開拓する。

我が国が 2016 年に撤退した南極海域でのオキアミ操業の再開実現可能性に関する中間調査報告書を取りまとめたが、現在は、中国・韓国・ノルウェー等の新たな操業国が台頭、また、昨年 10 月にはロシアも正式にオキアミ操業再開を宣言するなど南極海域のオキアミ利用権益確保に国を挙げて取り組んでいる。早晩各国による権益の固定化が危惧されており、本年度は、オキアミ操業再開実現のためのより掘り下げた詳細な調査が不可欠であり、国の協力を得ながら再開調査に取り組む。

## I. 国際対策事業

2020 年は、新型コロナウイルスの感染拡大で多くの国際機関に関わる会議が中止、延期又はウェブ会議の形式で行われた。2021 年の国際対策事業の実施についても状況次第で不確実な面もあるが、下記の対応を行う。

### 1. 北方水域関係

#### (1) NPFC（北太平洋漁業委員会）

天皇海山でのクサカリツボダイの漁獲が 2012 年の豊漁を最後に極端な不漁

が続いている。日本はクサカリツボダイにおいて「順応的管理」を実施中であり、クサカリツボダイの卓越を検出するためのモニタリング調査を実施、通常期の日本向け漁獲枠は500トンとしている。キンメダイではコッドエンドの最小内径を130mmとしている。2021年度からは、VME保護のため着底禁止海域を2か所設定し、着底状況の記録も行っておりその実効性の確認を進めている。

天皇海山は、当協会会員の漁業経営の最重要漁場の一つであり、将来も継続的な権益の確保を図りつつ、安定的な漁業経営が可能となるよう、わが国政府（水産庁、水産資源研究所等）と連携し、科学委員会、年次会合等に参加する。

## (2) ベーリング公海条約

メールベースで開催されている年次会合でわが国が提起しているベーリング公海のスケトウダラ資源の漁獲可能水準（AHL）の見直しについて、引き続き議論が深まるよう、関係者の取組を支援する。

## 2. 南方水域関係

### (1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

①日本漁船が安定して操業が継続出来るよう必要な漁獲枠の確保に努め、科学理事会、年次会合など、NAFO 関連会合に必要なに応じて研究者や協会職員の派遣を行う。また、さらなる日本漁船の円滑な操業が継続できるよう、カナダとの間で漁獲枠の調整の可能性を探る。

②現行のイカ操業における漁具規制の問題点を解決するための働きかけを行う。

③NAFO 海域の乗船オブザーバーの要件（独立性の確保）に基づき、当協会として、引き続き第三者オブザーバー派遣業務に係わっていくこととする。

### (2) CCAMLR（南極海洋生物資源保存条約）

同海域で操業する漁船は、コロナ禍で着業が遅れたものの、令和2年から新造船での操業となった。より安定した漁業経営と調査漁獲への貢献が出来るよう、諸条件の改善を目指し、関係機関、関係者の支援を得て新たな操業海区や必要な漁獲枠の維持確保に努め、CCAMLR 関連会合に参加する。

### (3) ニュージーランド水域

2016年のNZ 転籍義務化に伴いNZ に転籍を余儀なくされた漁船に対して、引き続き漁獲物の国内搬入に対する支援を行う。また、NZ 水域は資源状態も安定していること及び未だ転籍受入れの余地があることから、今後ともNZ 水域における短期転籍による操業の可能性を追求するため、他団体と協力して短期転籍制度構築（船籍サスペンド等）の実現に向けて関係機関への働きかけを

行う。

#### (4) SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）

2020年、ビデオ形式で開催されたSEAFO年次会議では、各魚種の漁獲可能量は前年同とされたが、本年は漁獲可能量の再検討も予想されることから、必要に応じて職員を派遣し、関係省庁と協力して我が国漁船の操業機会確保に努めるとともに開発漁業申請を行い、利用可能漁場の拡大に努める。

#### (5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及びSIODFA(南インド洋深海漁業協会)

①2020年から外部コンサルタントを活用したキンメ資源に関する評価作業が進められており、我が国漁業にとって不利にならないよう関係科学者、省庁に働きかけを行うとともに必要に応じて関連会合に職員を派遣する。

②SIODFAについても当協会会員企業との関係を考慮しつつ、出来るだけ同団体との協力的関係を維持しつつSIOFAや環境保護団体等への対応を図るよう努める。

### 3. その他の水域

当協会会員が関係する合弁企業による事業については、従来に引き続き、相手国の政府関係者や業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな海域、各国のEEZなどでの操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

### 4. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のために必要な措置

①各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等に既存遠洋底魚漁業の維持発展、新規事業・漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

②遠洋漁船の漁獲物の外地からの直接輸出が可能となるよう国内制度の改善とともに相手国政府との合意形成が加速するよう関係機関への働きかけを行う。

③関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

④遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないよう反漁業活動の阻止や貿易自由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携してICFA（国際水産連合）、FAO（国連食糧農業機関）等への働きかけや関係会員を中心に、必要に応じ、コロナの影響等を勘案しつつ、遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

⑤過激な環境保護活動に対しては、食料確保の生産手段である漁業存続について各国の諸団体と協力して FAO、国連等への働きかけを行う。また、2015年から国連で始まった公海域における海洋生物多様性の保存と持続的利用に関する条約作成交渉は 2019 年より開始されており、その動向は、将来の公海深海漁業の死活問題ともなりかねないことから、動向を注視し、必要に応じて政府等への働きかけを行うとともに関連会合への職員等の派遣を行う。

⑥オキアミ操業再開プロジェクトにおけるフィジリティスタディ調査を進め、近い将来の我が国の南極海におけるオキアミ操業再開、オキアミ資源の権益確保を目指す。

## II. 国内対策事業

(1)燃油セーフティネット事業では、引き続き支援が着実に受けられるよう、円滑な手続きを進める。

(2)2018 年 12 月に公布された改正漁業法が 2020 年 12 月から施行されたことにより、我が国として漁獲数量管理に基づく資源管理方針の下、遠洋漁業も含めて各漁業において TAC、IQ（個別漁獲割当）に基づく資源管理方針が進められることになった。これにより、漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」の加入要件は、令和 5 年までに原則として IQ に基づく資源管理又は関係漁業者による資源管理協定に基づく管理が条件とされることから、加入継続を図り、漁業所得補償対策の実施を継続するため、対象となる漁業における制度適用が円滑に進められるように支援する。

(3) 漁船の運航に係わる制度等を検討する（一社）大日本水産会・海務労務専門委員会と協力し、IMO（国際海事機関）関係の SOLAS 条約（海上人命安全条約）、MARPOL 条約（船舶における海洋汚染防止条約）、ケープタウン条約（トレモリノス漁船安全条約議定書改正の実施に関するケープタウン協定）、STCW-F 条約（漁船版乗組員訓練・資格証明・当直に関する条約）、ポーラーコード（IMO および ILO における極海域航行時の上乗せ規則）に関して、情報収集を行い、条約策定過程や国内法制度化に際して業界の意見を反映させ、当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのないように取り組む。特に STCW-F は数年後に国内法制化が予定されており、漁業の実態を踏まえた法定職員の配乗を実現するため、各方面と協調して取り組む。

(4) 全国水産物輸入対策協議会の活動に積極的に参加し、TPP 合意後の水産権益の確保を中心に EPA、WTO 等の諸問題に対応していく。

(5) マルシップ管理委員会に出席し、会員各社と情報を共有し、漁船漁業の円滑な遂行に努力する。

(6) 遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大のため、低利用魚種、規格外魚などのほか、既存魚種の販路の拡大など、市場開拓活動を行う。

(7) 新規就労者の確保に向け、(一社)大日本水産会の会員である業界団体等と行政、水産高校等が連携して実施されている漁船乗組員確保育成プロジェクトに積極的に参加し、プロジェクトの効果の実現を図る。

(8) 輸入割当管理について、引き続き適切な運営を図る。

(9) (一社)大日本水産会を事務局として立ち上げた(一社)マリン・エコ・ラベル・ジャパン(MEL ジャパン)の広報普及委員会等に出席、業界への普及、一般への広報に向けて積極的に関与、協力する。

### Ⅲ. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、遠洋トロール漁業等発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り、本会の部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4) 必要に応じ遠洋トロール漁業等に関する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性と重要性について引き続き広く一般の認識醸成に取り組み、併せて国際競争力のある遠洋トロール漁業等の実現に努める。